



今のテレビは「報道しない自由」や「フェイクニュース」のやりたい放題ね

特にフェイクニュースは放っておくと「真実」にされてしまうからとても危険よ!

⑤

たとえば「従軍慰安婦」という捏造問題はフェイクニュースの最たるもので在外邦人の人権被害など実害が出て大変なことになるわ



⑥



⑦

※仏は年間総売上の5%、米は50万ドルの罰金、米独英仏国全てで免許取り消しの罰則がある



⑧

そうねテレビも自分が流した情報には責任を持ってもらわないと

PL法 (製造物責任法) みたいな法律が必要ね

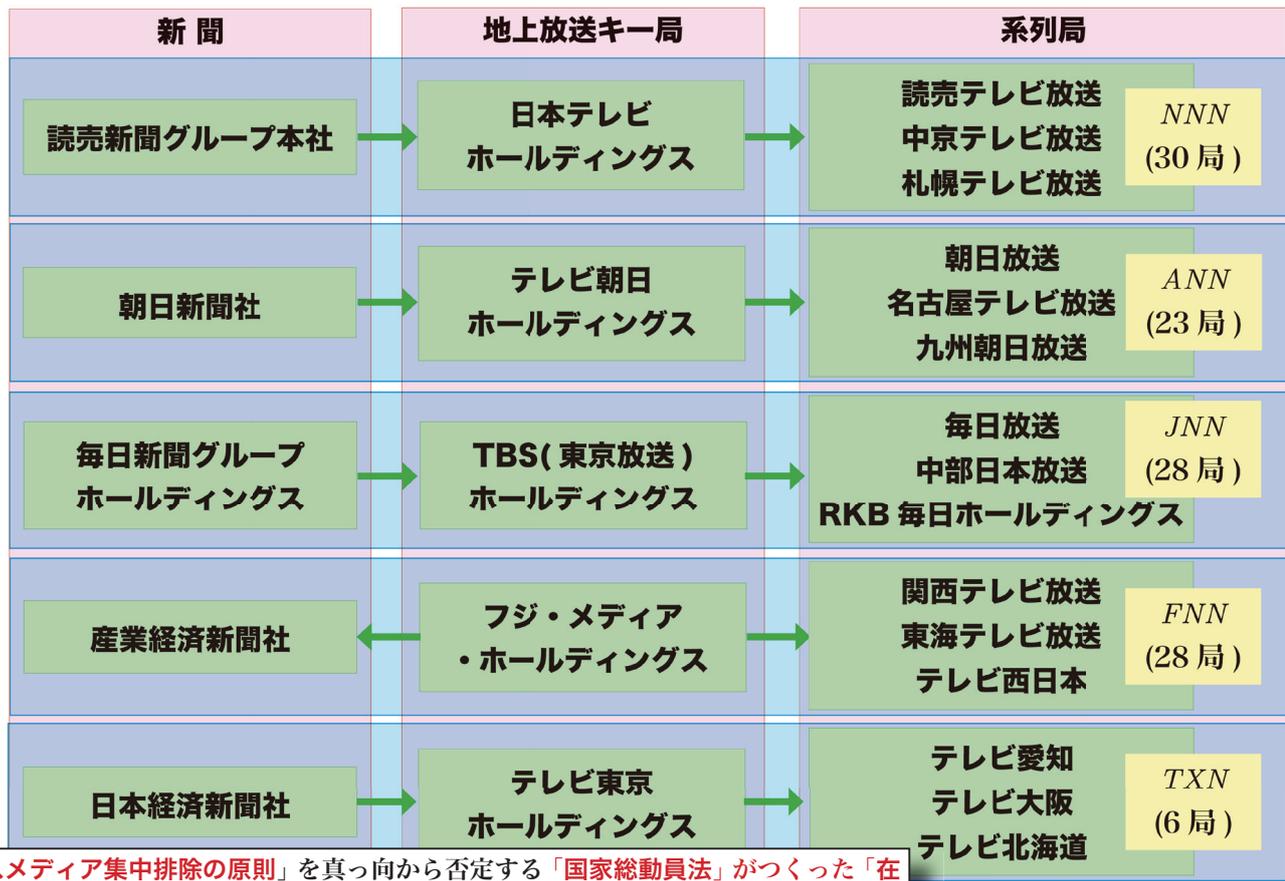


※ サンデーモーニングは、オウム事件の時までワイドショーでしたが、ビデオ問題で叩かれてから報道局が制作する報道番組になっています。にもかかわらず、放送法第4条をガン無視して偏向しまくっているためTBSは強く非難されています。総合ニュースエンタテインメントを公称しているものとして「報道ステーション」などがあります。



クロスオーナーシップによる日本のメディア支配

メディアにおけるクロスオーナーシップとは、新聞社が放送業に資本参加するなど、特定の資本が多数のメディアを傘下にして影響を及ぼすこと。



「マスメディア集中排除の原則」を真っ向から否定する「国家総動員法」がつくった「在京キー局システム」と「クロスオーナーシップ」は「独裁国の情報統制システム」です。

先進国でのクロスオーナーシップ禁止と多様性保護のための弱小メディアの保護

メディアにおける「クロスオーナーシップ」= 同一企業による新聞・ラジオ・テレビ局の保有

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	オーストラリア	韓国	日本
規制の有無	○	○	○	○	○	○	なし
規制の強度	一部緩和	多様性保護	非常に厳密	非常に厳密	独占禁止	緩和の方向	規制無し
具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> 連邦通信委員会によるメディア規制 同一企業による同地域での新聞・テレビ・ラジオ局の保有及び兼業を禁止 マストキャリー規則 小規模独立地方局等の弱小メディアの保護・育成が目的 地域の商用・非商用テレビ及び教育テレビの信号の無料再送信を義務付け メディア所有規制の詳細 多様性の保護と地域独自性の確保のため多数局保有制限及び異種メディア所有制限 異種メディア所有制限 同一地区での同一企業による地上放送局と新聞社の同時所有を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 放送通信庁による規制 市場に顕著な支配力を持つ通信事業者への規制 新聞・テレビ・ラジオ等、ローカル局と全国局等で細かいメディア規制あり 外資を中心とした放送局の合併・寡占化による多様性喪失を回避 地方自治体は自己のコミュニティに対する放送免許の取得が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴覚高等評議会による厳しい制限 視聴者数や流通量(新聞)の総量制限を含め、テレビ・ラジオ・新聞社の保有及び兼業に対して厳しい制限あり(以下1例) 全国放送の地上テレビは原則複数許可されない。 視聴者数1200万人を超える地域放送の地上テレビは、他地域の地上テレビの許可は得られない。 地域放送ラジオは潜在的視聴者数のシェアが10%を超える場合は新たな許可は得られない。等 	<ul style="list-style-type: none"> 競争制限措置法による厳しい制限 テレビ・ラジオ・新聞社等の複合メディアが一定の占有率となった場合にメディア集中調査委員会による制限が行われる。 買収合併等による放送事業者の資本変化や、年間視聴率が30%を超える等によりメディア関連市場で支配的な事業者が現れたと判断された場合、社会的影響度等を総合的に判断し、それぞれの所轄のメディア監督機関に対し報告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア通信芸術省による制限 同一事業者がテレビ、ラジオ、新聞の兼業を禁止、その他単独で人口の75%以上をカバーする商用テレビ放送事業の禁止等 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞社及び大企業の放送業界への進出は禁止されていたが、2009年の法改正により所有制限が緩和 個人或いは1事業者の地上放送事業者及び総合編成、報道専門放送チャンネル使用事業者への出資制限 新聞社及び大企業による出資率の制限(改正前は出資禁止) 外資は、放送法第十四条により、地上放送事業とラジオ放送事業は全面的に禁止 	

「言論の多様性を阻害するクロスオーナーシップ」を認めているのは「独裁者」や「特権階級」が「情報統制」を敷いている共産主義国や独裁国を除けば、日本だけです。

「国民の財産である電波を格安で特定企業に使わせている」国は、先進国では日本だけ。売り上げの1%に満たない電波利用料でテレビ局員給与が100万円超の日本が過保護で異常なのです!!

※ 各国の政府公開資料等をもとに 一般社団法人 国民の知る権利

ファクトチェックはいろいろなやらない見出しはもう決まってるのよ

報道したいフエイクを報道する自由

モリカケ 従軍慰安婦 ロシア疑惑...

「嘘も百回言えば本当になる」って

ナチスの言ってた通りだわ!



安倍逮捕!!

ちがう!

やめられない!とまらない!

フエイクニュース!!



<https://www.free-press.or.jp/> はすみとこの世界

放送番組に係わる規律についての国際比較

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	日本
放送を規律する根拠法令		<ul style="list-style-type: none"> 刑法 34年通信法 96年通信法 FCC規制等 	<ul style="list-style-type: none"> 90年放送法 96年放送法 03年通信法 Ofcom番組規定 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴覚通信法 CSAとの協定 	<ul style="list-style-type: none"> 放送州間協定 各州放送法 青少年保護州間協定 	<ul style="list-style-type: none"> 放送法 放送審議規定 	<ul style="list-style-type: none"> 放送法 電波法
行政による強制的措置	番組基準の制定	○	○	○	○	○	なし
	訂正放送等の命令 / 課徴金	○	○	○	○	○	なし
	放送免許停止又は取り消し	○	○	○	○	○	実質なし
刑事罰	○	○	○	○	○	なし	
放送事業者の自主的取組を求める規律 (番組基準の作戦, 番組審査機関の設置)							○
 監察機構	連邦通信委員会 (FCC)	放送通信庁 公共テレビには政府代表が参加	政府・議会及び視聴覚高等評議会 (CSA)	州メディア監察機関連盟 (ALM) メディア集中調査委員会 (KEK)	放送委員会 (KBC)	総務省 BPO	
	罰則規定 報道被害を生む「虚偽報道」には、「罰則」と「訂正報道の強制」が科せられるのが世界共通です。	違反行為の停止、及び最高50万USドルの罰金(2005年放送品位維持法)または放送免許の取消等の各種制裁	訂正放送、陳謝放送命令、罰金、放送免許短縮、放送免許取消等の処置がとられる	改善要求、積明要求、年間総売上高の3%を上限とする制裁金(繰返す場合上限5%)、修正放送の要求、番組一時停止、放送免許期間短縮、免許取消等の制裁	違反が繰り返される場合は、放送認可(免許)の停止、取り消し、放送一時停止措置のほか、秩序違反法が準用され最大50万ユーロの罰金が科される。	報道内容やその是正措置を怠れば1年以下の懲役または約300万円の罰金のほか、視聴者に対する謝罪や訂正放送・放送中止等	電波法第76条で違反者の運用停止命令等の処置が可能だが、言論の自由や放送独立性の観点から実施例なし

※ 表部分は平成22年総務省資料をもとに一般社団法人日本平和学研究所が作成
 ※ その他は各国の政府公開資料等をもとに一般社団法人国民の知る権利を守る自由報道協会が作成





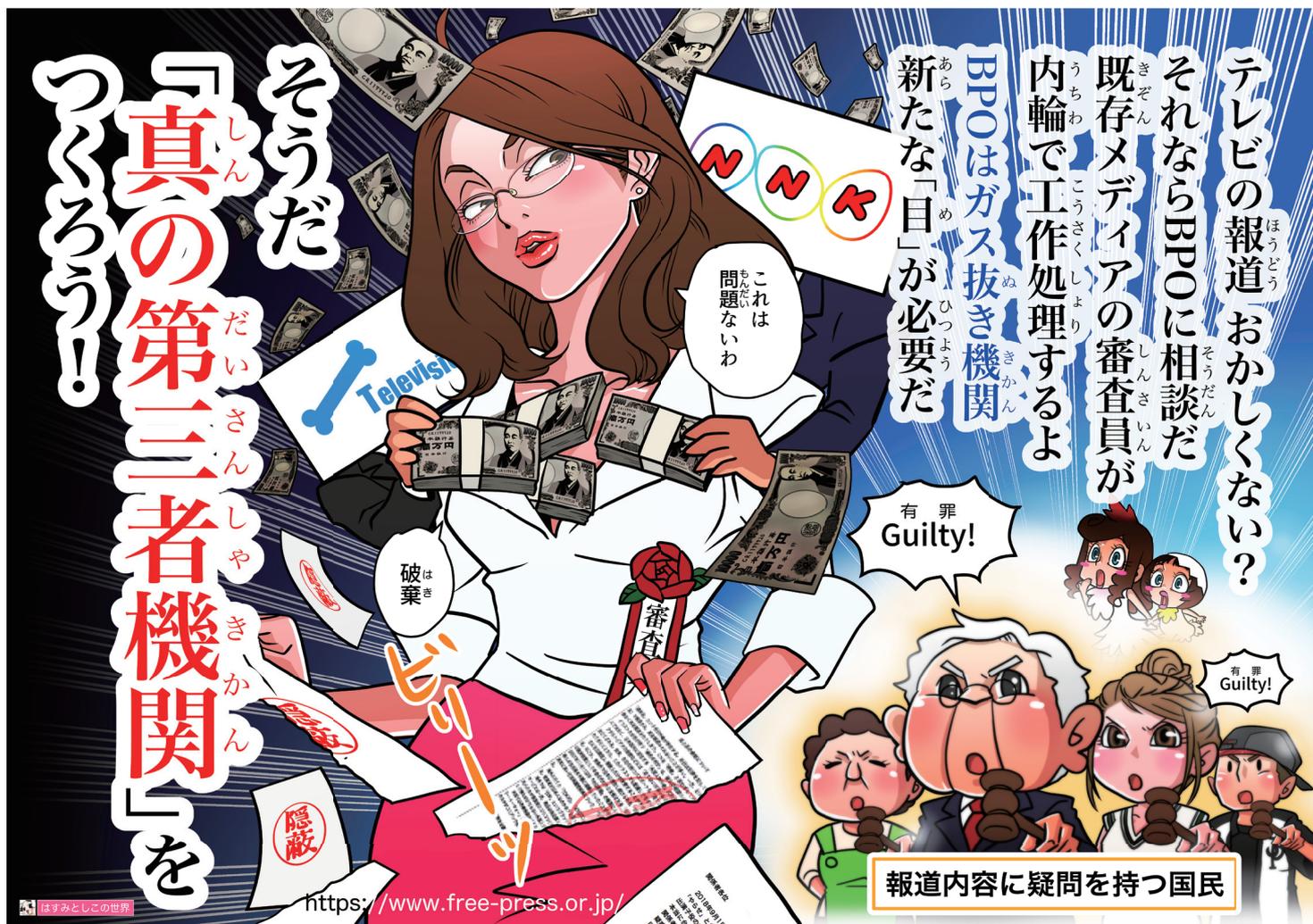
「フェイクニュース」と「報道しない自由」は民主主義の敵

「報道しない自由」とは、「国民の知る権利」を満たす役割として報道機関に認められている「報道の自由（日本国憲法第21条）」を盾に「報道するのが自由なら報道しないのも自由」と称して「いかに国民が知るべき内容であっても、報道機関が知らせたくないと考えたものを報道せずに隠蔽する行為」のスラングです。

ある事象に対して「一方的な見解だけを報じる」のは「報道の自由」ですが、「放送法第4条で求められている『客観的な事実』や『背景』『異なる見解』を報じない」のが「報道しない自由」です。

民主主義における「報道」は、裁判における「証拠」と同じです。一方にだけ有利な「証拠」だけを見せると裁判所は有利な証拠が出ている方を勝たせます。「選挙」によって政治が向かうべき方向を決める民主主義で、「事実と異なるフェイクニュースを流す」ことや「必要な情報を報道しない」ことは、国民の判断を歪め民主主義の根幹を揺るがす行為であり、公器としての報道機関に許されないことです。

「第一回フェイクニュース大賞」にて「大賞」を受賞した朝日新聞の大先輩で、大正12年に「日刊アサヒグラフ（週刊アサヒグラフ）」を創刊した杉村楚人冠こと杉村廣太郎も、「故意に不実の事を捏造するのも罪悪であるが、公にすべき事実を差し押さえて公にせぬのも罪悪たることは、相同じ」と述べています。



「フェイクニュース」を止める為に必要なのは「放送自由化」

「報道しない自由」や「切り取り報道による印象操作」も「フェイクニュース」も、電波オークションを導入しインターネットのような自由な報道ができるようになれば防ぐことができます。

一 放送法はじめ電波三法を改正し、チャンネルを増やして情報源を増やす。

- ・ 地方からの全国発信を認める。(既存の在京キー局による寡占の撤廃)
- ・ 3年以内に放送ネットワークの枠を緩和・撤廃する。
- ・ 「クロスオーナーシップ(一つの資本による情報統制)」を禁止する。
- ・ 「電波利用権のオークション制度」を導入し、「放送の自由化」をする。
- ・ 情報インフラである SNS 等に、電話・電報と同様のサービス提供義務を課す。



二 民主主義を守る為、嘘の報道は罰し、間違った報道は訂正させる。

- ・ 「報道」「ニュース」を冠する番組は、全て放送法第4条の「報道」に該当するものと定める。
- ・ 放送法第4条3項をフィクションと明示しない全ての放送に適用し、停波などの罰則規定を設ける。
- ・ 第三国からのメディア操作の排除を法律に明記し、管理職に国籍条項を適用する。
- ・ 報道内容について、重大な虚偽・捏造に対して「製造物責任法」を適用できるようにし、放送利害関係者を排除した第三者により違法行為を公的認定する監視機関を設置する。